

## 竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業補助金交付要綱

平成 30 年 10 月 1 日告示第 102 号

令和元年 11 月 25 日告示第 81-9 号

令和 2 年 7 月 14 日告示第 15-1 号

### (趣 旨)

第 1 条 町長は、鳥獣による農林水産物に対する被害対策として、侵入防止柵の資材の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、その交付については、竹富町補助金等交付規則（昭和 56 年竹富町規則第 4 号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象の侵入防止柵の種類)

第 2 条 補助金の対象となる侵入防止柵の種類は、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、ネット柵、電気柵又はそれらの複合柵とし、それ以外の種類については町長が認めたものに限る。

### (補助対象圃場)

第 3 条 補助の対象となる圃場は町内に存在する次に掲げる圃場とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 町長が認める優良種苗繁殖等の公益性が高い圃場
- (2) その他圃場

### (経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の対象経費は次の各号に掲げるものとし、補助の額は別表 1 のとおりとし千円未満は切り捨てるものとする。ただし、町長が認めるものはこの限りではない。

- (1) 侵入防止柵の資材費
- (2) 前号に付帯するもので町長が認めたもの

### (補助金の交付条件)

第 5 条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 直営施工にて侵入防止柵を設置すること。
- (2) 購入資材を購入する際には、見積りを取得すること。
- (3) 設置後 3 年間は適切な維持・管理を行うこと。
- (4) 竹富町に居住する農家であること。
- (5) その他交付決定の際に付した条件を遵守すること。

### (補助金交付申請書)

第6条 交付の申請においては、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて町長に提出する。

- (1) 購入予定資材の見積りの写し
- (2) 侵入防止柵の設置予定図及び現地写真
- (3) 設置後適切な維持・管理を行う旨の誓約書（第2号様式）
- (4) 竹富町義務履行確認書（第3号様式）

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条により補助金の交付の申請があり、適切に申請されていると認めるときは、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

（実績報告書等）

第8条 申請者は、事業完了後速やかに、実績報告（第4号様式）に次の書類を添えて町長に提出する。

- (1) 購入資材の領収書の写し
- (2) 侵入防止柵の設置図及び設置前・設置後の写真
- (3) その他交付決定の際に条件として付したもの

（利用状況報告書）

第9条 申請者は、利用状況報告書（第5号様式）を事業完了の日の属する年度の翌年度から3年間、毎年度末までに町長に提出するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第10条 補助金の請求は、実績報告書提出後に行うものとし、補助金の支払は、請求書（第6号様式）を受理後に行うものとする。

（補助金の返還）

第11条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、町長は補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金交付を受けたとき。
- (2) 竹富町補助金等交付規則に定めるほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

（設置場所の移転）

第12条 設置した侵入防止柵をやむを得ない理由により移転等する場合には、変更申請書（様式7号）を提出し了承を得るものとする。

（必要事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

施行区分	補助率
町長が認める優良種苗圃場	資材購入費に 10 分の 9 を乗じた額又は 300 千円のいずれか低い額を限度とする。
その他圃場	資材購入費に 10 分の 5 を乗じた額又は 300 千円のいずれか低い額を限度とする。
隣接する受益戸数 2 戸以上が共同で侵入防止柵を設置する場合	資材購入費に 10 分の 7 を乗じた額又は 600 千円のいずれか低い額を限度とする。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所

氏名

印

竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業補助金交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、竹富町有害鳥獣被害防止対策設備設置事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金\_\_\_\_\_円の交付を申請します。

1 事業の目的

鳥獣侵入防止柵の設置により、鳥獣被害に対する防除を行う。

2 事業の内容

鳥獣侵入防止柵の資材購入と、直営による設置

柵の種類と延長 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ m)

設置場所の住所 \_\_\_\_\_

3 経費の配分

事業名	事業費	負担区分		備考
		補助金	自己負担金	
竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業				
計				

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 その他必要書類

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

## 誓 約 書

竹富町長 殿

住所

氏名

印

私は、補助金を受けて鳥獣侵入防止柵を適切に設置し、設置後の3年間については、適切な維持・管理を行うことを誓います。

# 義務履行確認申請書

竹富町長 殿

使用目的	竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業のため	
対象年度		※特に指定がある場合記入

上記使用目的の添付書類として必要ですので、関係課における納付状況を確認願います。  
また、竹富町への納入状況等を確認し、確認書を発行することに同意いたします。

※個人情報保護のため、申請時に「本人確認」が必要です。  
代理の場合は「委任状」が必要となり、代理人に対し「本人確認」を行います。  
※税又は使用料等を2週間以内に納付された方は、領収書を必ず提示してください。  
※義務履行確認書の有効期間は確認日より1ヶ月以内です。  
(※義務履行確認書は、12:00～13:00の間は扱っておりませんご注意ください。)

令和 年 月 日

申請者 住所

ふりがな

氏名

印

生年月日/設立年月日: 昭和・平成・令和 年 月 日

電話番号

※携帯電話等、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

※申請者が法人の場合は、代表者氏名も記入してください。

## 委任状

私は下記の者を代理人として次の事項を委任します。

- 私の竹富町に対する義務履行確認書の交付申請及び受領すること
- 義務履行に係る確認事項について、納入状況の告知を受けること

代理人 住所

ふりがな

氏名

印

電話番号

※携帯電話等、日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

本人確認

免許証 保険証 離島住民割引カード 在留カード  
マイナンバーカード その他( )

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所

氏名

印

竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業補助金実績報告書

次のとおり事業を実施したので、竹富町有害鳥獣被害防止対策設備設置事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

1 実績報告の内容

鳥獣侵入防止柵の資材購入と、直営による設置

柵の種類と延長 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ m)

設置場所の住所 \_\_\_\_\_

2 経費の配分

事業名	事業費	負担区分		備考
		補助金	自己負担金	
竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業				
計				

4 事業完了年月日 年 月 日

5 その他必要書類

第 5 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所

氏名

印

竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業利用状況報告書

次のとおり事業を実施した標記の事業について、竹富町有害鳥獣被害防止対策設備設置事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

- 1 管理状況（設置した設備の状態等、現時点の設置箇所の写真も添付）
- 2 その他（設置当時からの変更等）

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所  
氏名 印

竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業補助金交付請求書

竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、請求します。

- 1 竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備補助金の交付決定及び確定
- 年 月 日付竹富町指令第 号で補助金交付決定  
年 月 日付竹富町達第 号で補助金確定

2 請求額

補助金総額	円
今回請求額	円
差引残高	円

（ただし、竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備補助金として）

3 請求先

金融機関名	銀行・信金 本店 農協・信組 ( ) 支店
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他 ( )
口座番号	
刀がナ	
口座名義	

（注）振込み指定口座は、申請者本人が口座名義人になっていることに限ります。  
通帳の写しも添付願います。

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

竹 富 町 長 殿

住所

氏名

印

竹富町有害鳥獣等被害防止対策設備設置事業変更申請書

次のとおり事業を実施した標記の事業について、竹富町有害鳥獣被害防止対策設備設置事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

1 移設理由

2 移設場所の位置図